

第18回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和4年3月14日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 本日の出席委員数は全員であります。会議は成立をしております。

内記町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課及び上下水道課の審査を行います。

上下水道課については、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の審査となります。

その他の課については、議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算の審査となります。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めます。

初めに、学務課の審査を行います。学務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、10款教育費であります。審査を行う前に、学務課長から事業の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。教育委員会学務課の令和4年度当初予算の概要について説明をさせていただきます。

初めに、出席しております学務課職員を紹介させていただきます。学務課課長代理、石川茅です。主査、佐藤達也です。主任、大島広美です。そして、私、学務課長、照井です。よろしくお願いたします。

それでは、皆さんに配付しております学務課を抜粋した予算書で説明をいたします。

歳出から説明いたします。3ページをお開き

願います。2款から説明させていただきます。

2款は上段になりますが、教育施設整備基金積立金4万9,000円、西和賀高校魅力化支援基金積立金3,000円のみで、こちらは基金利子分の積立てをするものとなります。参考までに、令和4年3月補正を加えた基金現在高は、教育施設整備基金2億1,107万7,000円、西和賀高校魅力化支援基金2,227万7,000円となっております。

続いて、3款は、3ページの児童福祉総務事務費から保育所運営費、6ページまでとなりますが、学童保育事業委託料、保育所措置委託料、保育所運営費等の予算が主となっております。

3ページの一番下になります。湯本保育園屋根改修工事補助金275万円ですが、湯本保育園の屋根塗装に係る工事費補助となります。屋根全体852平方メートルの屋根塗装を予定しております。

4ページをお開き願います。上段の私立保育所等副食費補助金118万8,000円ですが、令和2年度から町単独の子育て支援として、保育所、保育園の給食の副食費について、世帯所得にかかわらず保護者負担がないように支援を行っているところですが、私立保育園のにしわが愛児会においても同様の支援となるよう、その分該当保護者の副食費22人分を補助金として予算化するものです。公立の保育所分は、歳入で副食費分の歳入予算を見込んでいないところ。公立、私立を合わせ、今回の副食費支援に要する経費は全体で200万円ほど、対象人数は現時点で37人分を見込んでいます。

次に、その下に、一時預かり事業費補助金28万8,000円を計上しております。これまでは、里

帰り出産で実家に帰ってきた方が上のお子さんを保育所に預けるケースなどがありました一時預かりについて、公立ではせんだん保育所で行っておりますが、令和3年度から愛児会においても湯本保育園で一時預かりを行っておりますので、令和4年度予算では3人分を計上しております。実績等に応じて補正対応も必要となる補助金となります。参考までに、愛児会での一時預かりの実績ですが、令和3年度、現時点では1人となっております。町全体では、5人となっております。

そのほか3款については、事業内容等に大きく変わりはありませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、10款教育費について説明いたします。9ページをお開き願います。上段になります。西和賀高校創立50周年記念事業費補助金50万円ですが、創立50周年を祝し、西和賀高校のこれまでの活動等をまとめた記念誌の発行、記念式典、記念講演等の開催等の経費に対して補助を行うものです。記念式典、記念講演については銀河ホールにおいて、令和4年11月5日開催を予定しております。

10ページ、上段になります。西和賀高校魅力化支援事業787万5,000円ですが、予算説明書の87ページをお開き願います。87ページになります。上段になります。この補助金の内訳は、休日課外指導謝金87万3,000円、兄弟姉妹通学費補助は4人を想定し48万円。模試・資格検定試験補助金170万9,000円、給食補助174万3,000円。給食補助については、これまで1食当たり330円としておりましたが、食材の値上がり、消費税改正の際の見直しをしていない経緯等を踏まえ、350円としております。この20円分については、町補助分を上げ、個人負担については変更しておりません。下宿業務委託については、5人分で240万円。そして、令和4年度については、新型コロナの影響も踏まえ、海外派遣交流事業補助金は当初予算で見込んでお

りません。現状としては、海外補助は厳しい状況であり、今年度同様、国内の語学研修施設での実施の場合は補正予算での対応をお願いする予定としております。

予算書の10ページに戻っていただきます。公営塾運営事業850万円ですが、英会話教室、西和賀高校の学習支援として外部講師を招いた小論文講座や、模試等の試験対策を実施するほか、予備校講師を招いた学習会を開催します。英会話教室については、幼児年中から一般までを4コースに分けて、平日の夕方の開催を引き続き予定しております。1か月に約16日間の開催を見込んでおり、英語でのコミュニケーション能力の育成、そして外国文化、行事等を学ぶ内容を盛り込んでいきたいと考えております。

続いて、11ページから12ページにかけてになります。西和賀高校と協働した地域人材育成事業714万4,000円ですが、国庫補助事業である地方創生推進交付金を活用し、西和賀高校の生徒確保のための魅力ある学校づくりに向けて活動を展開しようとするものです。

12節、西和賀高校まち・ひと・しごと探究活動支援業務委託料55万円は、高校と町内企業が連携し、生徒がより西和賀を知り、地域人材の育成につながる活動として、「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」の取組を行っておりますが、民間団体の協力を得て高校が行う活動を支援し、西和賀高校の大きな魅力の一つとしての活動をさらに充実させていこうとするものです。現時点では、地域おこし協力隊の任期を終えた後、町内で企画業務を展開することを希望している団体がありますので、この団体への委託を見込んでいくところです。

続いて、ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション支援業務委託料220万円ですが、町内の事業者で組織するユキノチカラプロジェクト協議会との共同プロジェクトとして、町内事業者と高校生が連携しての商品開発やサービス提案、テスト販売、そして西和賀の潜在的魅力を

発掘して発信する西高版ユキノチカラ新聞の発行などを行いたいと考えております。この支援業務の委託先は、ユキノチカラ事務局を予定しております。現在、来年度実施に向けて、高校、ユキノチカラ事務局、ふるさと振興課を交えて打合せを重ねている状況にあります。

続いて、その下の18節、地域みらい留学参画負担金88万円ですが、島根県に事務局がある地域・教育魅力化プラットフォームへの加入費となります。学校を核として地方創生に取り組む高校魅力化は、全国的な動きであり、この事務局では全国で県外募集を行っている高校のPR、東京での合同学校説明会、地方創生推進交付金申請業務の支援等を行ってくれます。加入することにより、県外留学に関心のある家庭への周知、PR等の機会は格段に向上することにつながりますし、同様に県外募集に取り組んでいる高校の情報共有等もできます。そのほか、この西和賀高校と協働した地域人材育成事業では、県外募集体制の整備に取り組む西和賀高校受入体制整備推進員1人の人件費、合同学校説明会への参加旅費、PR資料印刷費を計上しているところです。

続いて、15ページ上段になります。小学校施設管理費、10節、修繕料150万円ですが、小学校の除雪機メンテナンス修繕、沢内小学校トイレ凍結防止ヒーター修繕のほか、突発的な修繕対応としての予算となります。

続いて、16ページ上段になります。小学校通学対策費、10節、修繕料180万円は、小学校スクールバス5台の車検修繕となります。

続いて、20ページ上段になります。中学校施設管理費、10節、修繕料150万円ですが、沢内中学校の雪囲い修繕、除雪機のメンテナンス修繕のほか、突発的な修繕対応としての予算となります。

続いて、23ページ中段になります。中学校部活指導員配置事業117万6,000円ですが、中学校教員の負担軽減を図るとともに、適切な練習時

間を確保するため、各中学校に部活指導員を1名ずつ、計2名の配置を予定しております。平日2時間を4日分、土日は3時間を1日分予算化するものです。

続いて、24ページ、総合給食センター管理運営費5,174万3,000円ですが、2節、学校給食調理員1,033万4,000円は、会計年度任用職員7名の給料となります。

10節、光熱水費1,016万円の内訳ですが、水道、下水道使用料204万円、電気料812万円となっております。2段下になりますが、給食材料費1,815万1,000円は、児童生徒、教職員と330人分の年間食材費のほか、試食会等の食材購入費となります。

最後になりますが、1ページから2ページが歳入になります。1ページ上段、14款2項4目、小学校給食費負担金926万8,000円、中学校給食費842万8,000円は、保護者、教員等の給食費歳入となります。参考までですが、小学校の給食費は1食当たり290円、年額で4万9,300円、中学校の給食費は1食当たり330円、年額5万8,740円でスタートすることにしております。PTA代表等にも出席していただき、検討しましたが、沢内学校給食センターの給食費とほぼ変わらない額となっております。主に新規予算について説明をさせていただきました。

以上で学務課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 学務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、10款教育費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず初めに、予算書の10ページ、地域おこし協力隊招聘事業についてであります。令和3年度は募集しても応募がなかったということで、職員がその分の対応をされたということでお話をいただきましたが、令和4年度についてはど

のような見込みなのか。応募が今年もなければ、また職員で対応されるしかないということだと思いますが、そういった準備というか、そういう想定はされているのかということと、予算説明書93ページの下段の総合給食センター管理運営費ということで、本年度5,100万の予算計上ではありますが、この予算についてちょっとお聞きしたいのですけれども。昨年度は、別々に給食のほうは運営をされていたかと思いますが、その給食のかかっている予算について、去年あたりと比べて、量、いろいろな各学校で行われた給食費を総額したものと、この本年度の予算の金額との対比についてはされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。

補正で減額ということで、まず令和3年度分につきましてはご報告させていただいて、ちょっと見つけることができなかったということがありました。この地域おこし協力隊の部分につきましては、やはり情報発信に係る取材活動とかPR活動、あと学校案内印刷とか広報紙とか、西和賀高校をPRする上で必要な人材だと思っております。どうしても確保したいところではあるのですけれども、適任する人材がちょっと見つけられなくてというところで、大変申し訳なく思っております。

まず、課としては、引き続き通常の募集のほかにも、ほかの地域おこし協力隊等からも情報をいただくとか、あと課としても情報収集に努めて、人材確保に当たりたいと思っております。仮にですけれども、なかなか見つけることができなくなった場合はやはり課内で、これはやらなければいけない業務ですので、工夫しながら対応していきたいと考えているところです。そして、やはり今県外募集の推進員も確保しているのですけれども、もう一人地域おこし協力隊がいることによって、また活動もプラスにな

ってくると思うのです。ですので、やっぱりどうしても確保したい人材ではありますので、課としても努力していきたいと考えているところです。

続いて、総合給食センターの運営費の比較ですけれども、湯田小学校、湯田中学校は自校給食で現在進めておりまして、その電気料等は学校の管理費と一緒に支出されているので、正確な数字ではないのですが、おおむね積算した形での、こちらでつかんでいる形での報告になりますので、ご容赦願いたいと思います。

総合給食センターの運営費の令和4年度当初予算と令和3年度の小学校給食運営費、中学校給食運営費、給食センター運営費の3つを合算した額での比較になります。小学校、中学校とも給食センターと同程度の光熱水費として推測した形での比較とはなりません。総額ですけれども、運営費は600万円程度増える状況にあります。人件費、手数料は、ほぼ同額なのですけれども、光熱水費で600万円、委託料で300万円ほど増え、ただ燃料費のほうで230万円ほど減る見込みとなっておりますので、まずトータルでは600万円程度増えるという形になります。やはりオール電化対応であり、これまでガス対応であった炊飯器、回転釜、スチームコンベクションオープン等が電気対応となりますし、また電気料の値上がり等もあります。

そして、新たな、その委託料の部分で増えるというのは、空調機器の保守点検とか、あと外調機保守点検、あと給湯システム保守点検、自動ドア保守点検、あと給食センター内の除排雪委託料等もありますので、委託料の部分は新たな機器保守とか、除雪経費に係る分で増えているところでした。

電気料についてですが、やはり正直ある程度運営してみないと分からない部分はありますけれども、効率的な機器の運用、一度に動かす機器を増やさない工夫をするなどの対応を調理機器の業者さんからも指導を受けている状況です。

電気料は、一度使った電力で一番高いピークがその後の基本料金に跳ね返っていく仕組みとなっていますので、できるだけ同時に機器を使わないというか、そういった工夫をしながら、電気料を抑えていくという形で取り組むことにはしております。ほかの給食センターの、対応しているところの例なども踏まえながら、使い方の指導等も受けているところでした。この部分につきましては、正直スタートの年であり、1年間経験してみないと分からない部分があるということもちょっとご理解をいただければと思っている次第です。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊についてですが、PRであるとか、募集の状況であるとか、今までと同じようなことをしていたのでは、また令和4年度も同じような結果になってしまうのかなというふうに感じます。今課長から、絶対必要な、そういう人材だということのご答弁をいただきましたので、何か令和4年度は、先ほどもいろいろ情報収集をということのお話もありましたが、明確にやはり今までと違ったようなやり方であるとか、そういう方法を考えていかないといけないと思いますが、その点はあるのか、まずお聞きしたいと思います。

給食センターについては、ちょっと確認ですが、本年度の5,100万が令和3年度予算に比べてまず600万程度上がるということで、すると総額で令和3年度は大体4,500万程度ということ、令和3年度の小中給食センター足した総額が4,500万程度ということでよろしいか、その点について。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、地域おこし協力隊の募集についてですけれども、今現在でこうしたいというところは正直、申し訳ありません、まだ未定のところです。今までどおりのやり方では、確かに厳しいところも出てくるかもしれませんの

で、課内でこれから募集方法については協議してまいりたいと考えております。

あと、給食センターについては、今ご指摘がありましたとおり、3つの施設の部分で、令和3年度を足すと600万減った額ということになります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 2点ほどお聞きします。明細書の10ページ、西和賀高校魅力化支援事業において、下宿業務委託料の内容についてと現状についてお伺いいたします。

それから、17ページ、1番目の教育用パソコンの、この465万6,000円の中身と、あと現状についてお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、下宿業務委託料についてお答えさせていただきたいと思います。

下宿業務委託料については、1人、町の負担が月4万円、保護者負担が3万円ですけれども、町負担としての5人分を当初予算で見込んでいるところです。現時点での下宿の見込みのところですが、来年度、2年生男子1人、あと先日受験していただいた女子2名から希望したい連絡を受けているところであります。

あと、12月議会で補正等のお願いもさせていただいているところですけれども、県外募集、そして生徒確保に向けて、男子の学生寮の整備が課題となっているところです。湯本温泉の旧旅館の活用を視野にして、12月補正で学生寮施設調査及び基本設計業務等を計上しており、調査を行って、2月下旬に報告書がまとまり、調査設計業者から提出説明を受けております。

今ですけれども、現段階の状況で申し上げますけれども、今はこの調査結果を基に三役等への説明、検討を行う段階となっております。この内部検討を固めた後、改めて議員の皆さんに説明する機会をいただきたいと思いますけれども、位置、生活環境としては望ましい場所であ

ることは変わりありませんので、調査結果を踏まえて、総合的な部分を考慮して判断をしたいと考えているところです。

続いて、パソコンの部分についてお話しさせていただきます。教育用パソコンということで、今まではパソコン教室にパソコンを置いて、生徒さん方に対応しておりましたけれども、昨年タブレットを納入していただいたということで、今後につきましては、パソコンルームのパソコンにつきましてはリース契約が終了したら、まず1台を除いて更新をしないという形で考えております。小学校1校、中学校2校は、令和4年度途中で、時期はちょっと違うのですが、リースの期限を迎えるということですので、教室には1台残して、あと先生方の分のパソコンはそのままリースする形になりますけれども、パソコン教室自体のパソコンを減らしていく形でのリースをしていくという形の中身の予算になっているというところです。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 下宿の分なのですが、今調査ということでやられていることなのですが、現時点では間に合うのか間に合わないのか。具体的にあとどういう、どこが何人足りないとか、そういうことがあれば、その辺はお聞きしたいと思います。

パソコンの、これリース料になるわけですか、465万。それをお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 最初に、下宿業務についてお答えさせていただきます。

女子につきましては、旧湯本の温泉施設を改修しております。施設を活用して、今女子については確保できている状況です。男子につきましては課題となっておりまして、今年令和3年度、男子1人いらっしゃったわけですが、その方につきましては湯本温泉の旅館のほうをお願いをして、引き受けていただいている

という形になっておりました。今新たに学生寮が確保できるまでの間の対応としての部分につきましては、その引受先のところ、候補の方と今交渉している段階です。ですので、今段階でちょっとはっきり申し上げられませんが、今交渉中ということになりますけれども、いずれ必ず確保して、提供していきたいと思っておりますし、できるだけ生徒さん方にご迷惑をかけないように、早めに対応を固めていきたいと考えているところです。

パソコンにつきましては、リース代金ということになります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 要は、男子寮が欲しいということでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 そのとおりでした。募集に当たり、女子のほうは確保できているのですが、男子のところは確保できていないということで、今その下宿整備のほうを進めていきたいという考えであります。

委員長 高橋和子君。

4番 この明細書の14ページなのですが、給食センターのところで、2点お伺いしたいと思います。

1点は、給食センターのご案内していただいたときに、アレルギー食についてちょっとお伺いしたのですが、場所は確保しているが、まだ実施してみないと分からないというご説明でございました。いずれ引き続きご検討されるだろうと思いますが、現実的に小中高生で、アレルギー食で困っておられる生徒さんはおられるのか、いらっしゃらないのか、その辺りお伺いして、もしいらしていれば、どういうふうに給食関係で対応されているのか。

それから、将来的に保育所、保育園の子どもたちが入学してまいりますので、現時点でこちらのほうは、アレルギーに関するそういった

食事との関連でどのようになっているのかをまずお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、給食のアレルギー対応についてお答えさせていただきたいと思います。

現在、給食始まるに当たって保護者の皆さんから、お子さんのアレルギーの報告というか調査をしております。まとめつつありますけれども、現在の内容等を見ると、牛乳とか、やっぱりナッツ類、果物類でアレルギーがあるというので、10人程度報告がある状況であります。牛乳であれば、まず牛乳を出さない対応となりますし、副食にアレルギー食材が入っている場合は、そのメニューのおかずは提供しないことになっております。代替のメニュー提供は行わないということです。持参していただくことの対応をしていただくこととなります。

できるだけこういった調査をした上で、アレルギーの食材を入れないメニューにしたいということで、対応を考えているところですが、現在ではその代替や除去したメニュー提供までは予定していない状況にあります。先日その給食センターを内覧していただいた際にも見ていただいたのですが、施設的にはスペース的には確保しているのですが、やはり人的対応とか、そういった部分もありますので、スタート時点ではまずアレルギー対応は提供までは予定していないという状況で、まずスタートする予定としております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 なかなか面倒で、細やかな対応が必要な部分で大変だと思いますが、そうしますと、今ご説明あったおかずは出さず、アレルギーの方には持参してもらうということのようですが、何人対応……これ小学生ですか、保育園のほうですか、どうでしょう。

委員長 学務課長。

学務課長 先ほどアレルギーの今まとめた報告、

10人程度ということで、やはりこの方々、今年もという状況ですので、今も10人程度、そういったおかずを自分で持ってきて対応するとかという方がそのくらいいるということになります。

(それは小学校か、小中学校かの声)

学務課長 小中合わせてです。

委員長 高橋和子君。

4番 保護者の方々、軽ければということもありますけれども、お弁当持参ではなく、せっかく給食センターができるのだから、私たちがそういう恩恵にあずかりたいという声になるのか。いや、心配だから今までどおりでいいということになるのか。それは、ご家庭との関連もあるでしょうが、食育という面から考えますと、やはり対応しなければならないような気もしますが、様々な困難な部分があると思いますので、そういったところはまた保護者の方々と話し合いながら、進めていかざるを得ないかなと思います。

牛乳については、出さなければいいということですから、牛乳のアレルギーの方については副食のほうは出しているのか。やはり牛乳成分が入ったときというのは、そのときによるのか。どんなふうな対応になっていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 アレルギーに関しては、いろいろなケースと程度の部分もあるので、なかなか難しい部分でありますけれども、牛乳自体を出さないというケースもありますし、メニューの中に牛乳が入っている部分であれば、まず提供しないという対応もあります。その状況によるので、この状況にもよるので、ちょっと一概には言えないのですが、そういった確実に牛乳が駄目で、牛乳入ったメニューを提供しているのは出さないという対応をしているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 大変でも、引き続き保護者と話し合って進めていただきたいと思います。そういった今私自身お伺いしても疑問に思うのは、そのメニ

ューはあらかじめ分かるから、この日とこの日は駄目なのだというふうな感じをお願いしているのではないかなと思います、どうですか。

委員長 学務課長。

学務課長 そのとおり給食のメニュー、成分等を保護者のほうに事前に伝えて、チェックもしていただいていますので、そういった分は見えていただいで対応しているというところです。

委員長 高橋和子君。

4番 次に、その続き、下のほうにあります、給食用食材検査手数料とありますが、この給食用の食材の検査というのは、食品になる前の検査で、どういうものかなというふうな、ちょっと疑問に思ったものですから、お伺いしたいと思います。

それから、ごめん、24ページです。その下のほうにあります、これ何て読むか分からないのですが、「拭く」という字と「取る」という字と検査と、これはどういう検査になるのか。ちょっと読み方も分からないのですけれども、この内容について。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、給食用食材検査手数料についてお答えさせていただきます。

給食用食材、搬入していただいている業者の食材ですけれども、それについて適正な管理がされているものかどうかを検査するというので、例えば大腸菌とか、野菜とか、そういったものに基準があるわけで、基準以上の菌が付着していないかどうかを年2回検査します。その食材については、こちらで指定ができるので、例えば今年はキュウリやりますよ、次はジャガイモやりますよとかということで、食材を決めて検査していただいているという状況です。

あと、拭取検査手数料については、拭き取りですか、清掃するわけですけれども、基準に沿った形でちゃんと掃除ができていないか、そういったところを年1回検査していただくということになります。

委員長 高橋和子君。

4番 はい、分かりました。

それから、もう一点.....いいです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 説明書の88ページの下段です。西和賀高校と協働した地域人材育成事業ということで、先ほどご説明があったのですけれども、地域みらいフェスタというのと、この地域みらい留学というの、これ似た名前ですけれども、その関係性というところ。それと、これ開催される時期というのはいつ頃なのかということ。

それから、ユキノチカラと西和賀高校のコラボレーションということで、県教委が今すぐく推奨していただいている、町と学校と地域の組織が三位一体となって進めるというような事業となることだと思っております。生徒の県外募集についても、発展、定着させるための第一歩ということだと思っております。学校とユキノチカラとしっかり意思疎通を行って、慎重に進めていかなければならないのだと思っておりますが、この進め方といいますか、どのように進めていかれるのかお聞きします。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校と協働した地域人材育成事業についてお答えさせていただきます。

この地域みらい留学参画負担金、これ加入費ですけれども、そうです、地域・教育魅力化プラットフォームへの加入費となります。ここに加入して、地域みらいフェスタというところを開催してもらえますので、そこに、開催のところに、西和賀町としても西和賀高校から生徒、引率合わせて7人参加して、PRをしたいと考えているものです。

この地域みらいフェスタについてですけれども、新型コロナの影響により、開催については変更もあり得る状況ではありますけれども、事前にオンライン開催で、説明会に関心を持った中学生親子に直接会って、対話で説明するのが地域みらいフェスタ、学校合同説明会というこ

とになります。開催日なのですけれども、まだ決まってはおりませんけれども、通常であれば6月から10月の間に開催されるというところになります。実際通学している生徒に、その学校の魅力を直接説明していただくことで、より自分の体験を通じての魅力を伝えることができると考えております。関心の高い中学生親子との対話による説明、プレゼン等を行う内容ということになっておりました。

続いて、ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション支援業務についてでしたけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、ユキノチカラさんとの共同プロジェクトとして、町内事業者と高校生がコラボして、商品開発、サービス提案、テスト販売、そして西和賀高校の潜在的魅力を発掘して発信する西高版のユキノチカラ新聞等の発行などを行いたいと考えておりますし、このような案をまとめて、社会学習プログラムづくりを行っていききたいというふうに考えております。

アイデアを形にして、企画を実際に商品開発につなげることがメインとなります。イメージ的には、実際に西高さんの生徒さんと町内事業者がコラボした形での商品が店頭で並ぶようなことができれば、よりPRというか、成果として残るのではないかと考えているところでした。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 みらいフェスタ等の参加、開催されるのが6月から10月の間で、まだ決まっていないということですが、プレゼンテーションを行うというようなこともあるようですけれども、その内容もさることながら、やはり開催される時期もすごく重要になってくるのだろうというふうに思っております。その辺、こちらの希望とか、もしできるのであれば、そういうふうな全国の高校等も一緒にプレゼンを行うのでしようから、そのプレゼンの時期等、西和賀高校として、西和賀町としてのプレゼンできる時期

とか、もし希望できるのであれば、その部分も考えていくべきだろうなというふうに思っております。その点の策略等ありましたらば、お聞きします。

それから、ユキノチカラとのコラボということでございます。これは、西高生がまず希望者とか、あるいは生徒全員が一緒になってやれるものなのかどうか。それによって、今はまだ事業というようなことにはならないのかもしれないけれども、いずれ事業化していくというような考えがあるのかどうか、お聞きします。

委員長 学務課長。

学務課長 開催日については、ちょっとまだ未定ということでありまして、その時期等については学校さんともこれから話し合いをして、よりいい時期と言ったらなんですけれども、開催できるように調整を図っていききたいと思っております。

あと、ユキノチカラさんの部分ですけれども、今詳細については打合せを重ねている段階ではありますけれども、全員が参加するという形のイメージではなくて、特設の西和賀高校魅力発見部みたいな形の特設の部を、希望する方々を集めて取り組んでいく形をイメージしているところでした。

ですので、学校の活動の魅力のまず一つとして、そういった魅力発見部があって、町をよく知ってもらって、そして自分の将来的な部分、職業的な部分、そういった部分に生かす形で企画力というか、そういった部分を育てていながら、その商品開発につなげていく取組というのを自分の学習の中に取り組んでいって、学校活動をしていただける部分の魅力として取り組んでいければなと思っております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 みらいフェスタの件に関しましては分かりました。魅力発見部というようなことで、部活としてまず始めるのだということでありまして。まち・ひと・しごとの魅力図鑑というようなこ

とで、恐らく今月一ぐらいで授業の中でやられているのかなと思ってございますが、これもやはりなかなかない、そういう民間事業者とのコラボレーションであります。学校全体としても、すごく有意義なことだろうと思ってございます。やはりこういうのが事業化していくような形ができれば、またよろしいのかなと思うのですが、そちらの方向では今現在は考えていないということによろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校で取り組んでいただいている「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」の取組は、非常にすばらしい取組であると思っておりますので、ちょっと当初予算でも説明させていただきましたけれども、よりこの活動を生かす形での取組を進めていきたいということで、今回まち・ひと・しごと探究活動支援業務ということで、地域おこし協力隊を終えた方を想定しているのですけれども、その方に入っていたいて、より活動を展開していきたいと考えているところです。

そして、一般質問等でもあったのですが、やっぱりこの活動の内容をより町民の皆さんにも知っていただきたいというふうに思っているところです。ですので、そういった周知対策というか、周知方法についても、もっと支援というかアイデアを出していただいて、取り組んでいければなと考えているところです。

いずれこのまち・ひと・しごとにつきましては、生徒さん自身が今後の生き方についても向かい合う機会にもなりますし、町民の皆さんとの交流も深めることもできますし、そして西和賀をよく知る形にもつなげることができますし、あとは町外に対しての周知方法につながる部分でもありますので、より西和賀高校の活動の中に取り組んでいってほしい事業だと、こちらのほうでも認識しておりますので、さらに支援していきたいと考えているところです。

委員長 北村嗣雄君。

2番 それでは、私のほうから1点お伺いします。

給食センターの運営管理費の件なのですが、5,100万ほどの予算ですけれども、その中に委託料というのがございまして、497万5,000円。この委託料の項目は、11項目ほどあるわけですが、これは今回初めて運営開始なので、この委託料というのがこれほど見込まれるのか。それとも、今後運営に当たって、毎年この400、500万近い予算が必要となるのか、その辺お伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 給食センターの委託料の部分について説明をさせていただきたいと思います。

委託料総額497万5,000円です。こちらのほう、今後も通常の部分でかかっていく経費ということになります。

そして、ちょっと初めに説明させていただいた部分の補足になるのですけれども、その委託料部分では300万円程度、従前より増えている形になります。というのは、新しく施設規模が大きくなったことによって、様々な空調であるとか、外調機とか、あと電気工作物、あと給湯システム、そういった様々な施設の保守点検の部分が新たに発生してきているというところ。あと、構内除排雪業務委託、そういった部分もありますので、300万ぐらい、まず昨年度に3つ足した部分よりは300万程度増えているというのが現状であります。今後もかかっていく経費ということになります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。ただ、この項目の中に、自動ドアの保守点検とか、給湯システムとか、こういうのは毎年やはり点検は必要なのかどうかということも考えるわけで、この委託料は当然必要ですけれども、点検の。ただ、5,000万余りの約1割を占める委託料に関わるので、ちょっとこの辺、これからの運営に当たって、こうした委託料というものも結構大きいなというの

を感じたところでございます。そういう意味で
ちょっとお伺いします。

委員長 質問ではない。

(何事かの声)

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、やっぱり委託料の部分、今後の経費でかかっていく部分ですので、調整と言ったらなんですけれども、見直しできる部分は調整しながらという形に検討させていただければと思います。ただ、どうしてもやっぱりこの部分は、通常かかっていく経費が多いものですから、ちょっと詰められる部分というのは限られてくるとは思いますけれども、内部でも検討しながら進めさせていただきたいと思っています。

委員長 深澤重勝君。

7番 今のこの点検の、保守点検についての関連で、確認も含めてお聞きしたいのですが、私もやっぱりこういうの、これに限らず、保守点検というのは必要だと言えれば必要かもしれませんが、通常、いわゆる新しくやった施設そのものも、次の年からこの保守点検というのは、何か法律で定められて、やらなければ、例えば車なんかは危険ですから、車検とかやらなければいけないという法的な部分はあると思うのですが、こういった類いというのは毎年何百万というのは、一般感覚からすると、ちょっと年間ではやれないことなのですが、絶対に必要だという認識ですか。やらなければいけない、若干検討するという言葉もあったのですが、絶対的に必要という認識と言えますが、どんなものですか。それも、もうやった、新設した次の年から毎年100万かけて保守点検するというのは、我々の感覚からすればちょっと考えられないのですけれども、いかがですか。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

この委託料につきましては、必要だと判断して予算措置させていただいた部分になりますし、

あとはどうしても学校給食センターですと、異物混入とか、そういった部分の心配もありますので、こういった様々な空調関係とか、給湯とか、そういった部分はやっぱりチェックが必要な部分だと思っておりますので、まず委託料として必要な部分を計上させていただいたと、こちらのほうでは判断させていただいております。

委員長 高橋和子君。

4番 ちょっと1つ思い出したので、すみません。追加質問みたいな感じになってしまいましたが、説明書の82ページの上のほうの次世代育成支援対策地域協議会事業ということですが、この項目というのは前にお伺いしたときに、以前の就学指導委員会かなと.....違うのですね。では、この内容について、少し具体的にご説明をお願いします。

委員長 学務課長。

学務課長 この次世代育成支援対策地域協議会事業について説明いたします。

こちらの事業については、子育て支援計画策定の際に協議をいただく委員会です。こちらの部分、令和4年度は5万1,000円ということで、子育て計画の進捗状況とか、そういった部分を、委員さん方に来ていただいて、まずお話をいただく会議ということになりますので。就学指導委員会とは、先日、教育支援のほうに名称は変更させていただきましたが、そちらの会議とは違う会議になります。

委員長 高橋和子君。

4番 この子育て支援協議会、協議会の活動状況ということと、どういう方々が、年に1回ですから、この協議会と子育て協議会との関係というのはどんなふうに、評価委員会みたいなものでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

子育て支援計画に沿った項目が、こういった事業を取り組めますよという項目があるのですが、それに対してどれぐらい進捗してい

るのだというところをまずチェックしていただく会議ということになります。民生委員とか、あと学校さんとか、社会教育委員さんとか、社会福祉協議会ですか、とか入っていただいて、メンバー構成しているという状況にあります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の生涯学習課の審査に移るため、10時50分まで休憩します。

午前10時38分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管するのは、10款教育費であります。審査を行う前に、生涯学習課長から事業の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 皆さん、おはようございます。教育委員会生涯学習課の令和4年度当初予算の概要について説明をさせていただきます。

初めに、出席しております生涯学習課職員を紹介させていただきます。課長代理の刈田明宏です。主査の高橋千賀子です。主査の高橋竜也です。主任の田中克哉です。そして、私、生涯学習課長の柳沢です。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した予算書で、歳出から説明いたします。予算書3ページから6ページまでは、10款4項1目社会教育総務費となります。社会教育総務費は、町民大学講座や高齢者大学講座事業、子育てや家庭教育支援事業、まちづくり出前講

座、男女共同参画推進事業など、現代的課題や地域課題、趣味などに関した様々な学習機会の提供や、学習活動の支援、仲間づくりを行うものです。

予算説明書の97ページの上段を御覧ください。男女共同参画推進事業46万2,000円ですが、令和4年度において、西和賀町男女共同参画プランの改定を行うことから、懇談会委員、住民の委員の謝金や、計画書の印刷製本費の分などが例年より増額となっております。

同じく予算説明書98ページ、上段を御覧ください。学校支援地域本部事業49万4,000円は、県補助金をいただき実施するもので、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てていく体制を整えることを目的として、町内小学校を中心に教育活動を支援していく事業であります。それぞれに地域コーディネーターを配置し、教育振興運動の推進にも携わっていただき、振興会組織の運営支援なども行ってまいります。

次に、予算書6ページを御覧ください。2目公民館費です。旧公民館管理費74万円ですが、地域自治組織と公民館の検討において、地域で維持管理を行わないこととした旧公民館について、今後の建物の活用等の検討と維持管理を行ってまいります。

次に、予算書7ページを御覧ください。3目図書館費です。2節給料145万4,000円は、太田図書室に引き続き管理人を配置し、管理運営を行ってまいります。14節工事請負費197万5,000円は、太田図書室にエアコンの設置、照明器具の改修を行い、利用者が快適に過ごせるように環境の充実を図ろうとするものです。照明器具は、室内照明のLED化と、出入口の階段部分に照明器具がなく、暗く危険なことから、照明器具を追加するものです。

同じく7ページ下段、4目民俗資料館費88万9,000円、8ページ、5目美術館費88万円は、施設の維持管理費となります。管理人を配置し、

管理運営を行ってまいります。

次に、予算書8ページから10ページまでは、6目文化創造館費となります。予算書9ページ、文化創造館総務費、7節報償費、銀河ホールあり方検討委員会謝金14万7,000円は、銀河ホールの運営方針、施設の管理運営方法について引き続き検討してまいります。12節委託料、銀河ホール常設公演業務委託料26万円は、今年度、ぶどう座の公演や映画鑑賞会などを行ってきておりますが、令和4年度においても引き続き、文化創造館が持続可能な文化施設として事業化を図るため、住民や観光客を対象とした常設公演に取り組もうとするものです。

予算書11ページから19ページまでは、10款5項保健体育費となります。予算書12ページ中段、漕艇競技事業25万1,000円ですが、国道107号仮設道路工事により湯田ダムの水位が下がることから、例年5月に開催していた岩手県高校総合体育大会の漕艇競技大会が町外の会場で今年度は開催となるため、ボートコース設置、調整業務などに要していた費用が例年より減額となっております。

予算書13ページを御覧ください。プール管理運営費です。10節、修繕料100万円は、屋内温泉プールの昇温系統三方弁取替え修繕工事と床暖房の配管修繕工事を行おうとするものです。12節委託料、屋内温泉プール指定管理料2,367万9,000円は、令和3年度から336万4,000円増額となっております。そのうち318万5,000円が温泉使用料の増額分となっております。同じく委託料、競技用自動審判時計システム点検業務委託料50万4,000円は、平成30年度購入の計測機械の保守点検を行おうとするものです。17節備品購入費96万4,000円ですが、屋内温泉プールのコースロープの更新を行おうとするものです。現在のコースロープは、劣化が進んできており、割れたフロート部分で手足を切る、破片の誤飲など、事故に直結することから、更新を行い、安全性を確保しようとするものです。

予算書17ページ中段、志賀来スキー場管理運営費、17節備品購入費3,278万円は、志賀来スキー場の圧雪車を更新しようとするものです。現在の志賀来スキー場の圧雪車は、経年劣化により、高減速機など作業能力が低下しており、場内整備に長時間を要したり、修繕費用も増加傾向にあることから、圧雪車の更新を図り、効率的な場内整備や施設利用者の利便性、安全性を図ろうとするものです。

最後になりますが、予算書1ページを御覧ください。生涯学習課の歳入となります。17款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金ですけれども、前年度との比較、マイナス305万3,000円は、令和3年度に東京2020オリンピック事業に係る県補助金の分が減額になったものです。22款諸収入、4項雑入、1目雑入ですけれども、前年度との比較、マイナス149万5,000円は、地区公民館運営費地元負担金や公民館電気料等、地元負担金の分が減額となったものです。令和4年度当初予算の概要について説明させていただきました。

以上で生涯学習課の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これより10款教育費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から、3点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、予算書9ページ上段の報償費、銀河ホールあり方検討会委員謝金ということで予算が計上されておりますが、これまでも何年か、今年もそうだと思うのですが、あり方検討会で検討してくるという答弁が続いておりますが、令和4年度、この銀河ホールのあり方検討会は、どういったところまで検討をするというふうに考えているのか、まずその点について。

2点目は、10ページの文化創造館管理費であります。委託料で810万ほど計上されてお

ます。この文化創造館の保守点検については、これは法定点検というふうなものになるのか、それとも独自に考えて、最低限点検しようということの任意点検となるのか、まずその点について。

それと最後に、志賀来スキー場、説明書の100ページ、志賀来スキー場管理運営費ということで、備品購入費ということで圧雪車を購入するということですが、その圧雪車の比較をしている資料等、配付をされておりますが、その経緯と状況についてお伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 淀川委員さんのご質問にお答えします。

銀河ホールの在り方についてですけれども、令和4年度はどこまで検討するのかということですが、令和2年度から検討を始めていますけれども、当初の町長の施政方針にもありますように、今年度活性化方針ということでまとめることとしております。

あと、10ページの保守委託業務点検の法定点検なのかということと、独自なものなのかという、任意なものなのかという部分ですが、細かく建築基準法ですとか、消防法ですとか、大気法など、規定のものもありますが、音響とか照明の部分の保守の部分は任意になっております。ただ、保守しておかないと、使用の際に危険ということで判断して行っているものです。

もう一つが圧雪車の購入についてですが、現在志賀来スキー場で使用している圧雪車については、平成27年に岩手県のほうから譲渡された、無償譲渡された機種になっております。西和賀では、7年ですが、平成8年の機種になっております。27年が経過し、今年度、昨年度ぐらいから急激に性能が著しく低下してきておりまして、場内整備等に時間がかかるといった部分でありますので、その部分を更新し、

改善していこうとするものになっております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 銀河ホールのあり方検討会については、ここ数年検討されながら、なかなかその成果というか、結果が出されていないというような状況だと思いますが、コロナ禍も大分影響しているのかなというふうに思いますが、町長の施政方針でも活性化方針ということでまとめたということのご答弁をいただきましたが、今後コロナの状況がどうなるか、まだまだ予想もつかない、予断の許さないような状況かというふうに思いますが、また年度末にコロナの第7波、8波で検討会議が開けなかったと。そういう影響で、また取りまとめが遅れているというような状況にはならないのか。

これは、生涯学習課のこの委員会だけではなくて、庁舎内全てのそういう会議あるいは委員会等にもつながるところだと思いますが、いずれ2年、コロナ禍で我々も行政運営をしたわけですから、コロナ禍でもいろいろな事業、会議、そういったことが進むような、そういったこともやはり工夫をしていかなければ、いろいろ行政運営が遅れていくということになるかと思いますが、その辺は大丈夫か、確認をしたいと思えます。

それと、文化創造館の管理費であります。法定保守点検等もあると。その中でも任意で、照明あるいは音響については任意で実施しているものということですが、その中身についてお聞きしたいというふうに思いますが、例えば施設設備保守業務委託料ということで308万6,000円計上されておりますが、その中身についてちょっとご説明をいただければと思います。

圧雪車についてですが、今回選定する機種、機種というかメーカーについては、湯田スキー場で購入された、そういうメーカーだということだと思います。資料を見ると、外国のメーカ

ーになるかと思うのですが、整備工場では町内に1か所あるということではありますが、この機種、メーカーの、機種は違うのですが、メーカーの機械を導入するに当たって、湯田スキー場でこれまでこのメーカーの圧雪車を導入しているわけですが、特にそのメンテナンスについて何か不具合があったりとか、そういったことはなかったのか、その点についてお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 コロナ禍でも在り方の検討のほうを進めていかなければならないのではないかとこの部分についてですけれども、委員の皆さんについては、こちらのほうからも都度連絡しながら、ちょっと意見交換などをさせていただいて、資料作りなども行って、常に連絡を取っているような状況になっておりますので、今後在り方のほうで、いろいろ検討の部分について、今度は来ていただいて、指導、助言などをいただきながら進めていきたいと考えております。

2つ目の文化施設の委託料の部分ですけれども、施設設備保守点検業務の内容ですけれども、4つあります。冷暖房空調関連設備の保守管理、給排水設備の保守管理、特殊建築物調査の業務、4つ目が創造館内の特殊な清掃業務の委託料の4項目で、施設設備保守業務委託の予算額になっております。

スキー場の圧雪車ですけれども、湯田スキー場のほうに、今回希望しようとしている機種、ピステンブーリーのほうを導入しておるのですが、これまでの間に修理はありません。毎年、始業前点検は行っておりますけれども、シーズン中の修理ですとかは今まで特にありません。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 あり方検討会については、年度末にくれぐれも、重要な方針であったり検討だというふうに思います。このことが明確にならない限り

は、いろいろなそれに関わる事業も前に進められないという状況に、既にそういう時期はもう越えていると思うのですが、非常に重要な検討になるかと思しますので、コロナ禍がひどくて会議ができなく、取りまとめができなかったというようなことがないように進めていただければなというふうに思います。

文化創造館の委託料については了解いたしました。

志賀来スキー場の圧雪車ですが、今回は湯田スキー場に入った圧雪車よりも一回りというか、少し小さめのもので、クロスカントリーコースの幅が最大5メートルであるということの機種選定かというふうに思いますが、この新しい圧雪車を導入することで、今の圧雪車は使わないということだと思うのですが、その辺の確認と、この圧雪車によってクロスカントリーコース以外のアルペンのほうも圧雪を行うような見込みなのか。また、アルペンのほうについては機体が、湯田スキー場よりも少し若干小さくなるということで、その対応は十分だと考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 圧雪車についてですけれども、今現在使用している圧雪車については、新しく購入した場合は使わないということになります。

あと、機種を選定についてですけれども、基本的にはそのコース、クロスカントリーコースの幅に合うものということで、このサイズになっておりますし、このサイズがクロスカントリー用のコース設定をつけられる機械をつけられる機種になっております。この機種を入れることによって、今まで1回圧雪してから、スノーモービルでまたつけるという作業でなく、圧雪車、圧雪の後にコースも一緒につけられるというような形になっております。ほかの県内のほうの田山とか雫石のほうでも、同じ機種が入っております。こちらのほうは、西和賀よりコース幅も広いのですけれども、あえてこのサイズ

で運行していると。すごく小回りが利くということで、このサイズを選んで導入しているというふうに聞いております。

あと、志賀来スキー場のアルペンのほうも、この機種で整備は行うというものになっております。

委員長 深澤重勝君。

7番 今の同僚委員もありましたが、この文化創造館の管理について、少しこまい部分までちょっと踏み込むので、申し訳ない気持ちもあるのですが、その辺は確認も含めて聞きたいと思います。

先ほど同じ学務課で、給食センターの関連の部分でも若干そのような話をしたのですが、文化創造館管理に毎年1,300万ほどかかっております。この委託料の何らかの細々としたことを、ちょっと気も引けるのですが、確認の意味も含めてです。文化創造館ができてから29年、今さら、今頃何で聞くということもあるいはあるかもしれないけれども、確認も含めてであります。

1つは、文化創造館内清掃料業務委託19万8,000円、普通に見れば清掃ですから、そのとおり清掃という感覚でいいと思うのですが、例えばこれは間違いなければ前年、去年恐らく77万ほどかかっていたように見たのですが、勘違いでなければ。これ決算ではないから、去年のことを聞くなと言われるかもしれませんが、それらを比較して、どういうふうに違うのかなという部分で、この19万8,000円の確認をしたいというふうにも思います。

それから、今同僚委員がこの設備のことは聞いたのですが、それからもう一つ、この舞台機構保守点検という、この舞台機構というのは具体的に何を指すものなのか。私、あと全体的にずっとこれら関連含めてですが、文化創造館管理業務委託料というのが142万5,000円、何となくは分かるのですが、いろんな部分の管理委託をやったほかに、またさらに管理業務委託料というのは、具体的にこれは何を指すものなのか

と。ちょっと下になりますが、非常用放送設備賃借料73万6,000円というのは、これは具体的にどういうのを想定しながら、どういう使い方をするのか。この設備は、いつ設置したものなのかということをお聞きしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化創造館費の委託料の部分ですけれども、初めに管理業務委託料ですけれども、こちらは銀河ホールの管理人さんの委託料になります。平日の夕方と日曜日、土曜日、祝日、管理していただいているものです。

清掃業務につきましては、ちょっと前年度の金額がないのですけれども、今年度、曜日のほうを、勤務曜日の出勤日のほうを減らしております。そして、ちょっと精査しながら、勤務日数を減らしたもので、減額となっているものです。舞台機構の保守点検業務の委託料ですけれども、こちらはホールにあるつりもの、幕ですとか、そういった部分のつっているものの保守点検業務になります。

使用料、借上料の非常用放送設備ですけれども、これは2年度の補正予算のほうで対応させていただいたのですけれども、2年度からリースで対応しているものです。こちら消防法の関係で、非常用放送ができるものの放送設備の機械をリースで導入しているというものになります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 分かりました。管理人ということで、これは分かりました。清掃については、あくまでも読んでこのとおり清掃するためのということですが、今答弁によると、出勤簿によってという、清掃した人が出たということによってということだったのですが、例えば具体的に毎日とか、何時と定めて清掃に出てもらうということではないのですか。大体確認したつもりなのですが、令和3年が.....過ぎたことですからいいです。令和2年が77万、令和3年が25万で今回12万

になっているから、清掃業務、何でもこういうふうに違ってきているのかなという。決算ではないから、こだわるつもりはありません。勘違いもあります。それで、ちょっと確認の意味で聞いたわけです。それはそれで、では分かりました。

それと、必要だからこういう予算措置をしているということになるのでしょうか、それを認めてきたということになるのでしょうか、例えば舞台装置、幕とかつりものというのは毎年点検しなければやっぱり危険だとか、そういう事故の発生率が高いとか、そういうことになるのですか。例えば1年置きとか、2年置きぐらいとかというようなことは考えられなくて、毎年点検必要なのかという、幕とか、袖幕とか、ああいうのはいつも使っているわけではなくて、摩耗するというものではないのでしょうか、毎年数百万もかけて点検する必要はあるのかなということと、あとはそういう各種点検するときは担当者が点検に同行して、業者任せではなくて、同じような目で確認しながら、必要性というようなことも点検しているのかということを確認したいと思います。

もう一つ、さっき言った非常用放送設備というのは、具体的にどういうことを想定して、どういう使い方をしているかということ私、聞いたのです。放送設備は、普通何かいろいろ全部、放送設備やっているはずですし、いわゆる非常用というのは、70万もかけて非常用の放送設備というのは具体的にどういうことを想定して、どういう使い方をするというのを私、聞いているのです。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、清掃業務に関してですけども、こちらについてですが、今人材バンクのほうに委託をしております。その委託について、前は午前中、毎日だったりしたのですけれども、舞台の使用状況などの頻度などを精査しながら、今年度は週1回の午前中だけ勤務するというよ

うな形で委託をしようとしているものです。使用については、その実績に応じてという形になっております。

非常用設備の借上料ですけども、これは火災のときとか、地震のときとかになったときに緊急的に放送、避難誘導とかです非常用の放送設備になっておりまして、消防法で設置が義務づけられているものになっております。

舞台機構の部分ですけども、こちらつりものの保守の点検ということですけども、つりものということで、幕とか、そういった部分がぶら下がっているのですけれども、総重量が1トンを超えます。相当重いものになっているようなものになっております。それが頭の上にあるというものになっておりますので、それが点検していないで落下して、ほかの会館でもそういった落下事故等で大きな重大事故等も発生しておりますので、何かあった際に、こちらのほうで保守点検していなかったということになると、こちらのほうの責任がかなり重くなってくる部分もありますので、そういった部分で安全に使っていただくためということで、毎年度行っているということです。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 私から2点お伺いします。

1点は、いつも聞いております男女共同参画なのですが、令和4年度は第2次プランの策定ということで具体化されていくように思います。この中で、この説明書の中で、97ページの上なのですが、懇談会委員や役場関係職員を含めた研修会やワークショップをするとありますが、こういうことをしながらプランをつくるということなのでしょうか。

それと、前にも同じように、婦人会のほうをお願いして、いろいろアンケートを取ったりされてやってこられて、役場職員の女性部の皆さんでもいろいろ議論されたというお話を聞いております。今回は、それらを踏まえた形で計画

を立てられるのか。具体的なこの進め方について、お伺いしたいと思います。まず、このことをお伺いして、次にもう一件お伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 男女共同参画プランの進め方についてですが、男女共同参画のほうについては懇談会という形で、住民の委員による懇談会という組織と、あとは役場のほうで、課長会がある推進本部と、役場の職員の中から委員を選んで幹事会という形の3つの組織があります。

現在3月のほうで、町民のほうにアンケート調査を実施しております。こちらは、当初の計画をつくったときもそうですし、中間の評価のときもアンケート調査を行っております。今回も、前回からどのような意識の変化があったのか、課題等があるのかといった部分を調査するため、現在アンケート調査を町内で行っております。その結果を基に懇談会、住民の委員の方々と意見を交換したり、計画の策定に向けては、そのプランの素案づくりについては役場の職員の幹事会のほうで素案や実施計画など、そういった部分を協議していくと。最終的には推進本部、課長会の課長と三役による推進本部のほうで決定するというように考えているものです。

予定としましては、4月になったら懇談会や幹事会の委員の委嘱を行おうと思っておりますし、5月からおおむね10月までを検討期間と考えております。11月には、パブリックコメントを実施し、最終的には12月中をめどに取りまとめる予定でおります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 住民の委員の方というのは、どういう方なのか。その件と、あとこういう進める中で、既に意識した形で、委員とか、審議する、策定に関わる人材というのは、やはり男女共同参画をやるなら、そういった委員の中身についても意識した形で取り組まなければ進まないのではないかなと思いますが、そういう意識づけはど

うなっているのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 懇談会のメンバーですけれども、まず8名を予定しております。各種男女共同に関係のある婦人連絡協議会ですとか、商工会、農協女性部、あと企業連、企業連絡協議会といった部分の方、あと人権擁護委員、社会教育委員の中から選任いただくという形と考えておりますし、一般のほうから2名、公募を予定しております。こちらのほうは、4月1日の広報のほうで募集をかけることとなっております。幹事会についても、男女共同の事業の推進に深い関わりのある関係課を選んで、7名ほどで委員会を構成しようと考えております。委員のそういった意識づくりにつきましては、勉強会ですとか、研修会ですとか、そういった部分で勉強しながら、進めていくという形を考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。できるだけ実際に男女共同参画ができていくようなものに進めていただければいいなと思っております。令和4年度に、11月にパブリックコメントをやった、そうすると実際計画ができるのはいつになって、実働はどうなるのか、その辺も加えてお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 計画につきましては、12月中をめどにまとめる予定としております。実働に関しては、令和5年度から進めていけるように、取り組んでいけるように考えております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

もう一点につきまして、この明細書の10ページに文化財保護事務の予算がのっておりますが、この西和賀の文化財のリストというのはあるのでしょうか。以前にどこかでもらったのかもしれませんが、分からないので、もしお手元にあ

るならば、ずらずらと読んでいただいてもいい
ですので、文化財、どんなのがあるのか、ちょ
っと教えていただきたいなと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化財の一覧については、西和賀
町の統計書は議員さん方に配付になっています
か。その中にも含まれておりますけれども、30件
近くあります。県の指定文化財ということも、
国の指定文化財もありますし、町としてはサク
ラバハンノキの群生群ですとか、ユキツバキの
北限という形の部分もあったと思いますし、七
ツ釜とか、そういった部分もあります。貝沢の
峰桜とか、そういった部分も、自然に関するも
のがあります。あと、蛭山にある草木供養経と
か、そういった部分も町の指定の文化財になっ
ております。

以上になります。

委員長 統計にもあるようですけれども、改めて
資料必要ですか。

高橋和子君。

4番 そこまでちょっと見られていなかったの
で、分かりました。それで、この文化財保護の
点で何か問題は起きていないでしょうか。私が
聞いているからということではありません。私
も分からないけれども、管理されていて、何か
課題がないのかどうかをお伺いしたい。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化財についてですけれども、有
形文化財については資料館ですとか、博物館の
ほうで管理されておりますので、適正になるの
ですけれども、天然、桜の木ですとか、屋外に
ある部分ですね、そういった部分、基本的に文
化財については所有者が管理することとなっ
ておりますので、そういった所有者の高齢化で
すとか、代替わりといった部分をどうしていく
かといった部分の課題はあると感じております。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。今有形のほうを説明され
ましたが、無形のほうもあると思いますが、そ

ちらのほうも高齢化とか伝承活動において、課
題があるのではないかなと思います。現在把
握しているところでお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 無形の部分ですけれども、例えば
坂本神楽ですとか、鬼剣舞ですとか、そういっ
た無形の文化財については、その発表をする場
がやはり活動を継続していく上でも必要と考
えておりますけれども、定住自立圏ということで、
北上、金ケ崎、奥州などの定住自立圏におい
ても、そういった活動の機会を設けることが各
団体の活動の動機づけにもなるという部分で、
定住自立圏でそういった連携した文化公演を開
催するといった取組もされております。例えば
今年度、交互に出演するというので、奥州市
でやるものに西和賀から1団体、推薦して行
くとか、その場合、西和賀でやる場合にも奥
州市のほうから来ていただくといったような
形の連携の事業に取り組んでおります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 明細書6ページの公民館費について、先
ほど説明ありましたけれども、再度確認した
いと思います。

公民館費については、5,700万減額とい
うことですけれども、非常に複雑です。この
分どこに行くかということですが、やっぱり
町民に負担かかるといことになると、これ
かなり大きいことだと思いますけれども、
町全体とすれば、そういう方向でいくとい
うことで、これは仕方がないと言ってい
られませんが、これは結果、次にあれで
すけれども、聞きたいのは旧公民館管理
費の74万円です。これどこですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 旧公民館管理費、旧公民館
費ですけれども、管理しないことと選
択した湯川公民館、下左草公民館、鷺
之巣、草井沢、本屋敷公民館、あと
ゆだ高原駅公民館の6か所になりま

す。その分の予算をこちらのほうで確保しております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 この分に関しては、今後も継続してかかるということなのか、その辺お伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 この6館については、地区が維持管理しないことという部分で決まったものです。この建物については、今後役場内で再利用といった部分を確認した上で、特にその再利用がないといった部分には解体する方向で考えているものになっております。それまでの最低限の維持管理費という部分で、予算化させていただいているものです。

以上です。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 ちょっと圧雪車を見に行っただけですけども、圧雪車は外のほうに置いて、倉庫の中に入っているあれは備品か何かなのですか。あれは、今後何か使えるようなもので格納をして、倉庫に入れてあるのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 志賀来スキー場の圧雪車については、日中については整備点検などを行っていきすし、整備するために外に出しておりますけれども、毎日終わった部分については車庫のほうにしまっております。そういうことではないですか。

(その中に入っているものが何なのか。今後使うのかどうかの声)

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません。今の機械の前の機種
の圧雪車が倉庫のほうにもまだ残っております。そちらに関しては、今の志賀来スキー場の圧雪車と同じ機種で、今の志賀来スキー場の圧雪車の修繕の際に部品等の、それから前のところから部品等を供給するために置いてあるものとなっております。

以上です。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 圧雪車も入っていたのですけれども、そのほかにいろんなものが入っていて、もうちょっときれいにしたほうがいいのではないかなど私は見たのですけれども、あれはどのようにされるのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、その圧雪車を更新する際には、部品供給などの部分では使用しませんので、今使っている圧雪車については業者のほうに処分していただくことになっておりますので、そういった部分で一緒に整理していきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の建設課の審査に移る前に、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

建設課の審査を行います。建設課が所管するのは8款土木費、11款災害復旧費であります。審査を行う前に、建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 皆さん、こんにちは。建設課でございます。説明に入る前に、建設課の出席職員を紹介いたします。まず、建設課長代理の北島克人です。技術主査の高橋武弘です。同じく大島浩輝です。主任技士の佐々木久和です。最後に、私は建設課長の高橋光世です。どうぞよろしく

お願いいたします。

それでは、令和4年度、建設課所管の予算について、お配りしております抜粋の歳入歳出明細書により、その概要をご説明いたします。3ページをお開きください。建設課に2款総務費の予算がありますのは、前年度からの継続事業で、一般国道107号通行止対策事業のうち、天ヶ瀬区の住民等を対象に実施しております秋田自動車道錦秋湖サービスエリア緊急開口部からの乗り入れに当たり、交通誘導員を配置するための委託料になります。

なお、当該措置は、仮橋による仮設道路の供用開始までの間の臨時的なものでありますので、今年の降雪期前の供用開始を見込んで聞いておりますので、その時期までの委託金額を算定して予算計上を行っているものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費は、職員人件費や事務消耗品、コピー使用料などを計上しております。

続いて、4ページ、道路橋りょう総務費ですが、各種団体への負担金と道路台帳の補正業務委託料になります。新規の負担金になりますが、当課が事務局となっております一般国道107号（川尻・当楽間）改良整備促進期成同盟会負担金として5万円を計上しております。このほか、北上市と横手市にもそれぞれ3万5,000円ずつの予算措置をお願いしており、これを合わせますと、12万円の予算額で当該期成同盟会としての活動を行っていかうとするものであります。

5ページ、6ページの道路維持費になりますが、会計年度任用職員として任用する道路維持作業員の給料及び諸手当、道路を維持していく上での消耗品、修繕料等、道路維持車両の管理費が主なものとなります。それと、町道の舗装補修、側溝改修、ガードレールやデリネーターなどの道路安全施設の補修などをそれぞれ予算計上しております。

7ページ、道路環境整備事業の委託料は、下

前相沢線、下の沢線など、いわゆる観光用道路4路線の管理をしていくもので、275万円を計上させていただきました。

その下に記載されている道路防災対策事業ですが、こちらは新規事業となります。予算説明書では、74ページに掲載されておりますが、緊急自然災害防止対策事業債という起債を充当して行う事業でございます。

続いて、国の交付金、補助金を活用して行う道路施設点検事業として3,200万円を計上させていただきました。こちらも予算説明書74ページ下段に掲載しております。また、町道舗装改良事業として3,000万円を計上させていただきました。予算説明書では、75ページ上段に掲載しております。施工予定の路線につきましては、湯田下左草線となっております。

次に、3目道路除雪費になりますが、会計年度任用職員として雇用する除雪作業員に係る給料、時間外手当、共済費、歩道除雪委託料、除雪車両管理費などの除雪作業に伴う経費と合わせて、10ページをお開きいただきたいのですが、町道鍵沢線防雪柵設置工事と除雪機械整備事業として、除雪ドーザ1台の更新を行うものでございます。詳しくは、予算説明書の76ページに掲載しております。

なお、今定例会の一般質問において答弁申し上げている町道除雪に係る一部路線の委託化に関しては、今予算には反映しておりません。新年度早々に検討作業に取りかかり、可能であれば、補正予算で組替え等を行って対応してまいりたいと考えております。

4目道路新設改良費ですが、今年度で町道下の沢線の道路改良事業が完了したことから、対前年比で大幅な減額となっております。

続いて、5目橋りょう費ですが、工事請負費1億1,700万円は、樺沢橋、耳取地区の緑橋、飯豊橋の3橋の補修工事費となっております。予算説明書では、77ページ上段に掲載しております。

続いて、11ページをお開きください。河川費になりますが、細内川、小栗沢川は、野口川の改修工事を予定しているものでございます。こちらも予算説明書77ページ下段に掲載しております。

続いて、8款5項1目住宅管理費になります。住まいづくり応援事業は、居住環境の向上を目指して、水洗化、バリアフリー化、断熱化などに助成するものでありますが、80万円を計上させていただきました。耐震診断士派遣事業と耐震改修支援事業は、それぞれ1件ずつの予算を計上しております。また、町営住宅に關してであります。国における指針等に基づき、令和3年度に新たな長寿命化計画を策定しているところであり、このことから令和4年度については住宅改修に係る予算は計上しておりません。今後の町営住宅改修事業は、今回策定される長寿命化計画に基づき、令和5年度から順次予算化をしていく予定でございます。

最後に、13ページ、災害復旧費ですが、こちらは小規模な災害が発生した場合に迅速に対応するため、最低限必要となる予算を計上しているもので、修繕料と重機借上料、原材料費として大型土のう袋など、合わせて111万6,000円を計上しております。

以上で建設課の予算の概要説明を終わらせていただきます。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより8款土木費、11款災害復旧費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、4点ほど質問させていただきたいと思ひます。

初めに、説明書の74ページ上段の道路防災対策事業ということで、新規の事業だということ。課長から説明がありましたが、今年、これ道路ののり面あるいは盛土の土砂災害防止対策ということの内容であります。今回は2か所ということの実施の予定のようですが、西和賀

町全体を見た場合に、まだまだこういった調査をするような箇所があるのか、その点。全体の数は、担当課で捉えているのか、その点と。

その次に、その下の道路施設点検事業ということで、12の委託料で、路面の調査をするということですが、今回146キロということですが、この146キロはどういった路線割、例えば、旧沢内方面だとか、旧湯田方面だとか、そういった考え方でやっているのか、その辺の状況と。

次のページの75ページ、道路除雪総務費ということで、除雪作業員に免許取得に対する経費の補助ということで実施をされているのだと思ひますし、令和3年度も実績があるかというふうに思ひますが、除雪作業員に対する作業員を育成するための目的で行われているというふうに思ひておりますが、例えば大型特殊の免許、あるいは車両系の資格を取って、今実際例えば2年とか3年、どういったスパンで1人前といひますか、メインのオペレーターとして育成をしていく考えなのか。その点について伺いたいと思ひます。

最後にもう一点ですが、予算書の10ページ、下のほうですけれども、橋梁改修事業費の中で、令和4年度、山室橋の対策検討業務ということで予算措置をされておりますが、この山室橋については今年そういう対策を検討して、来年以降橋梁の改修に入りたいということなのか、その辺の考え方について伺ひたいと思ひます。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

最初に、1点目道路防災対策事業についてのお答えになります。まず、町内にまだまだこういう箇所があるが、その数を建設課として把握しているかということですが、ちょっと今詳細な数まではきちっと押さえているわけではございません。それで、今回予算に計上させていただきました、この新規事業につきましては、令和4年度から令和7年度までの事業期

間で、今回につきましては事業箇所は計3か所を予定しているものでございます。1つ目は、町道下前小繫沢線の左草下前間ののり面変状箇所、延長で約60メートルの補修工事。2か所目は、町道大石笹原線の鷺之巢の踏切と、それから鷺之巢橋の間の路面補修工事、延長で約40メートル。それから、もう一か所は、町道松倉あやめ公園線の松倉橋上野々間の落石土砂崩落箇所がございますが、そちらの防災対策工事として、ここは延長約70メートル。この3か所が令和4年度から令和7年度までの全体計画となっております。このうち令和4年度では、町道下前小繫沢線と大石笹原線の測量調査設計業務委託に係る予算を計上しているものでございます。

それから、2点目の道路施設点検事業の点検146キロメートルの内訳ということでございますが、こちらは幹線道路、1級、2級の幹線道路を中心に、路面状況を調査、必要な舗装補修箇所の選定を行うために実施するものでありまして、特に湯田何キロ、沢内何キロとか、そういったことは関係なく実施するものでございます。

それから、3点目、除雪作業員育成支援事業に関してでございます。この事業は、除雪作業員の確保対策の一環として今年度から取り組んでいるものでありますけれども、今年度の実績がどうだったのかということをお知らせいたしますと、2名の方から申請がありまして、うち1名の方は事情により辞退されましたので、結果的に補助金交付は1名のみというのが初年度の実績でありました。町の除雪作業員として、5年以上従事するという条件がありますので、この条件が応募の妨げになっているのかもしれませんが、ただこの制度をつくったそもそもの目的に関わることでございますので、この条件はどうしても外すことはできないものと思っております。新年度に一部路線の委託化を検討することにしておりますけれども、仮にこれが実現

した場合に、委託業者に雇用される方にもこの補助金が適用できるようになっておりますので、当初予算には3名分しか計上しておりませんが、もしこれを超えるような人数で申請があった場合には、随時補正予算で対応していくつもりでございます。

育成のスペンということでございますけれども、この補助金の条件にしております5年、最低5年は町の除雪作業員として働いていただきたいということからすれば、5年ぐらいで少し十分なあれかもしれませんが、一人前になっていただきたいというふうな思いがあると思っております。ごめんなさい。今育成のスペンについてですけれども、初めて採用されまして、助手になるまで2年間、助手が2年間。それから、運転手Bが3年目、それから運転手A、これ以上のあれがないわけですが、運転手Aになるには5年かかると。5年目から判断して、技能等が十分であると満たされれば、運転手Aには5年目に昇格できるという、一応昇格基準もあるようでございます。

それから最後、4点目の山室橋についてのお尋ねでございますけれども、令和4年度に山室橋の対策検討業務委託を行いまして、その山室橋の損傷に対して補修、補強や、それから架け替え等の対策案について比較検討を行いたいと思っております。この結果、費用のことも含めまして、比較材料を、検討材料を得て、今後の山室橋の補修、補強でいくか、それとも架け替えのほうがいいのかということを経営的に検討していくものでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 資料説明書の道路施設点検について私のほうから、74ページですけれども、このスノーシェルター、大分容易でなくなっているところもあるようですけれども、これはこれまでも長寿命化ということで検討なされてきたのかということで、今後の考え方について伺いたいし

ます。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

スノーシェルターにつきましてですが、このスノーシェルターにつきましては、清水ヶ野から清水苑のところを下っていくところにあるスノーシェルター2基を指しているものでございます。ご案内のとおり、スノーシェルター、大分傷みが激しくなっておりまして、その補修工事を行う前提で、新年度に長寿命化修繕計画を策定しようとするものであります。

ただ、この長寿命化修繕計画を策定することが補修工事を行う場合に補助をもらう条件になっておりますので、最初のこの計画策定は必須ということになっております。それで、その計画策定で概算の事業費等が出てくるわけですが、その事業費によってはそのまま補修することが果たして適切なのか、解体も含めて、総合的にあそこについても検討をしていきたいと思っているところでございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、明細書の中の11ページかな、11ページの湯本湖岸公園管理業務委託料ということで19万2,000円計上されておりますけれども、この金額の中に建物の雪下ろしなんか含まれているのか、その辺をちょっと。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

この委託料に雪下ろしの費用も含まれているのかというお尋ねでございますが、雪下ろしの費用まではここには含まれてございません。

委員長 柳沢安雄君。

3番 それは分かりましたけれども、もう一点お伺いしますけれども、例えばですけれども、湖岸公園の階段なんかは、下りる階段なんかはありますけれども、これが、公園維持管理費と書いてあって、49万5,000円と書いておりますけれども、計上されておりますけれども、この

中に湖岸公園の管理というか維持まで含まれているのかということをお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

湖岸公園の修繕とか、そういったものに関しましては、その状況を見ながら、この予算の範囲内で対応していくとするものでございまして、個別に今、これとこれとこれとというようなことではございません。その都度、現場の状況を見ながら、予算の範囲で対応していきたいというものでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 1点お伺いしたいのですが、予算書の5ページの道路維持管理費の中で、道路の維持管理作業員の予算がありますが、この道路維持管理作業員という方々は除雪みたいに人員確保が大変なのか。何人ぐらいで、この作業内容というのはどういうものになるのか。そして、その待遇です。どういう採用条件になっているのか、お伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

道路維持作業員については、現在は2名おります。この新年度の予算につきましては、3名で一応予算計上させていただいているものでございます。

仕事の中身は、夏場はそのとおり道路維持です。町道の維持管理ということになりますし、冬は除雪作業員になります。除雪も道路維持の一環でございますので、夏は町道の維持管理作業、冬は除雪作業ということになるものでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、年間、常勤みたいな形になるのでしょうか。雇用形態というのは何になるのでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 失礼しました。この道路維持作業員につきましては、年間通年で、会計年度任用職員

として任用する職員でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 では、私のほうから2件ほどお伺いいたします。3地区ほどございますが、防雪柵の張出し収納の委託料なのですけれども、3地区を合わせると240万ほどの委託料、予算になるわけですが.....

委員長 すみません。ページ数をお願いいたします。

2番 すみません。8ページになります、予算書の。この予算というのは、毎年240万、今の予算でいけば、置いて実施されているわけなのですが、せっかく防雪柵ですから、必要なことは確かなのですけれども、管理をするためのこの委託料、これどうにかならないものか、ちょっと予算的に何かもったいないなというような感じはしますが、その辺建設課では何か方法なり、検討されないのかどうか。

それから、もう一件ほどですけれども、11ページの、これは貝沢地区の砂防ダムの施設管理業務委託料ですけれども、これは多分業者さんに委託しているのか分かりませんが、どのような管理をされているのか。この作業内容についてお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

防雪柵張出し収納業務委託につきましてございます。まず、この業務の内容ですけれども、防雪柵ですので、冬期間は雪を防ぐ目的で柵を閉じる。それから、夏は、夏場はその防雪柵を逆に開けて、開放するという作業になります。この費用をどうにかならないかということですが、委託をしなければ、直営で作業を行うということになりますけれども、何分その道路維持作業員も限られておりますので、ちょっとこれを全部直営で賄うということは大変負担になりますので、これに関しては業者さんに委託を行っているものでございます。

それから、貝沢の砂防施設管理業務委託料の

中身でございますが、こちらにつきましてはトイレがございますので、トイレの清掃等、管理委託を行っているものでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。この防雪柵の張出し収納の業務委託料ですけれども、今々これは、改良というのはなかなか検討はできないと思うのですけれども、まず今後やはり新たな、これが老化して、新設を検討する場合、やっぱり張り出し収納がもう少し経費のかからないとか、確かに風の強い、そういう場所に設置するわけですから、取付け方もいいかげんなものではないわけですけれども、ただあまりにも管理費が大きいなというのも考えるわけで、その辺感じないで、このままでいくものか。できることであれば、やはり今後設計に当たって、そういうのも一つ検討したらどうなのかなと考えるのですが、伺います。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

必要に応じて、改善の余地がないか検討を加えて、今後に活かしていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで上下水道課の審査に入るため、午後1時45分まで休憩します。

午後 1時33分 休 憩

午後 1時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。最初に、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事

業特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、上下水道課です。どうぞよろしくお願ひします。本日、私のほかに同席している職員を紹介したいと思います。皆さんの向かって左側になりますけれども、下水道、農集排、合併浄化槽を担当しております主任技士の藤原啓です。それから、水道事業の主に管理のほうを担当しております課長代理の高橋茂和です。本日同席しておりませんが、上下水道課にはこのほかに、水道の維持を担当しております北島友和、それから徴収関係を担当しております高橋雅仁がおりまして、5人で事業を推進しているところです。このほかに併せて会計年度任用職員、水道維持のほうで2人、それから事務補助員ということで1人を採用し、事業を進めております。

それでは、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業会計予算の内容についてご説明をいたします。歳入歳出の総額は、上程の際に申し上げたとおりで、前年度比662万4,000円の増、1.6%増の予算規模となっており、増減の主な要因としては公営企業会計への移行事務による増、施設巡回車の更新車両をリースすることの増、医師住宅や民間住宅の新築に伴う公共ます設置工事費の増が挙げられます。これ以外の支出については、ほぼ前年度並みの予算規模内容となっております。

それでは、予算書に従って歳出を中心に内容のご説明をいたします。予算書9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費については、職員2名の人件費、メーター検針業務負担金、上下水道料金システム使用料等負担金、消費税及び地方消費税など4,690万1,000円を計上しております。先ほど申し上げました公営企業会計の移行支援業務につきましては、12節委託料として、2年度目の経費として2,573万2,000円を計上しております。

なお、本事業には、台帳の電子化も併せて行う予定にしております。

10ページをお開きください。同じく12節ですが、会計システムも2か年をかけ整備していきますが、初年度は135万3,000円の事業規模を予定しております。13節使用料及び賃借料についてですが、現行の施設巡回車を更新し、リースするための費用として36万円を計上しております。

なお、別冊予算説明書81ページに、当該事業の概要を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、同ページ、別冊予算説明書81ページになりますが、訂正が1か所ございます。別冊予算書81ページの上段、事業名欄に間違いがありました。「水道事業等」とありますが、正しくは「下水道事業等」となりますので、この場を借りて訂正をさせていただきます。

それでは、続けます。予算書のほうに戻りまして、1款2項1目公共下水道施設管理費については、湯田、沢内2か所の浄化センター、マンホールポンプ、管路などの維持管理にかかる経費として、浄化センター維持管理業務委託料等各種業務委託料、光熱水費、修繕料など8,053万4,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。2目合併処理浄化槽管理費については、市町村設置型合併処理浄化槽の維持管理にかかる経費として、浄化槽維持管理業務委託料、汚泥汲取手数料など1,087万8,000円を計上しております。

なお、下水道事業基金積立金は、下水道事業債償還基金県補助金として交付される額を基金に積み立てるものです。

12ページをお開きください。1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費については、令和4年度は7人槽5基の合併処理浄化槽の設置を計画しており、1,653万9,000円を計上しております。

なお、別冊予算書81ページに当該事業の概要

を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

2款1項公債費、1目元金、2目利子については、施設整備等に伴い借り入れた地方債の元利償還金及び償還利子、一時借入金利子として2億6,051万3,000円を計上しております。

最後に、歳入についてですが、下水道使用料や一般会計からの繰入金、国県補助等を充当し、事業を推進しようとするもので、説明は割愛させていただきます。

以上、歳出を中心に内容の説明をいたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、1点ほど質問したいと思えます。

予算説明書の80ページの下段、西和賀町下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託事業ということで、令和3年度からこの事業は継続ということだと思えますが、先ほど令和4年度の事業についても課長から説明がありましたが、台帳の電子化業務が、この説明書を見ると、1,231万2,000円ということで、移行業務が1,342万円ということですが、ちょっとイメージができないのですが、この移行業務という業務は、具体的に言うとうどういった業務なのか。ちょっとその辺についてご説明していただければと。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

移行支援業務というのは、いわゆる企業会計に移行する、そのための支援をしていただく業務ということになるのですが、主にはどういったことをするかというと、要は上下水道課、町として資産、資産というのは構築物だったり、

それから管路だったりするわけですが、そういったものがどれくらいどこにあって、その金額は幾らなのかという、資産調査というふうに通常言われておりますけれども、そういったものを中心に行っていくということになります。

一方、台帳電子化というのは、今まで紙の図面であったものをコンピューター上で管路の状態を図示して、問合せ等があったとき、あるいは自分たちの更新のときに、それを利用するというふうなことになります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 確認ですが、令和4年度の移行業務1,342万円で行うことは、その資産調査等を行うということの理解でよろしいのですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 委員お見込みのとおりでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

歳入歳出の総額は、上程の際に申し上げたとおりで、前年度比422万8,000円の増、率にして8.5%増の予算規模となっております。増減の

主な要因としては、農業集落排水事業は平成15年から供用を開始しておりますが、既に20年近くが経過しているわけですが、今後設備更新のための大型投資が必要になることから、令和4年度、令和5年度の2か年をかけて、設備の機能調査と、いわゆる設備の長寿命化計画を作成するための委託料の増、それから民間住宅の新築等に伴う公共ます設置工事での増となりますが、これ以外の支出はほぼ前年度並みの予算規模の内容となっております。

それでは、予算書に従って歳出を中心に内容のご説明をいたします。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費については、12節委託料ですが、先ほど申し上げたとおり、農集排施設の機能診断調査を行うための費用として199万8,000円を含め、216万6,000円を計上しております。

2項1目施設管理員については、北川舟浄化センター、マンホールポンプや管路などの維持管理にかかる経費として、光熱水費、修繕料、施設維持管理業務委託料等各種業務委託料など885万1,000円を計上しております。

8ページをお開きください。14節工事請負費は、民間住宅の新築に伴い、県道を横断し、公共ますを設置する必要がありますが、その費用として200万円計上しております。

2款1項公債費、1目元金、2目利子については、施設整備に伴い借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子として4,260万8,000円を計上しております。

次に、歳入についてですが、農集排使用料や一般会計からの繰入金等を充当し、事業を推進しようとするものですが、説明は割愛させていただきます。

以上、歳出を中心に内容の説明をいたしましたが、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第38号 令和4年度西和賀町農

業集落排水事業特別会計の予算の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の審査をひとまず終えたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、上下水道課が所管する議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の審査を行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の概要についてご説明いたします。

予算の大要につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、本委員会では予算明細書に従ってご説明いたします。

予算書19ページをお開きください。収益的収支の支出のほうから申し上げます。1款1項1目原水及び浄水費は、原水の取り入れや原水のろ過滅菌に係る設備の維持管理等に要する経費です。令和4年度では、会計年度任用職員として2人の施設維持作業員を任用するほか、法定福利費及び施設電気料、電話・専用回線使用料、水質検査手数料、各種保守業務委託料など5,947万9,000円を計上しております。

20ページをお開きください。2目配水及び給水費は、配水に係る設備や給水装置に附属する装置の維持管理等に要する経費ですが、メーター交換業務委託料、配水管修繕費、材料費など878万4,000円を計上しております。なお、水道メーターは、計量法にて8年ごとに交換が義務づけられているものです。

21ページを御覧ください。3目総係費は、水

道事業の全般に関連する経費となります。水道事業の企業職員として3人、徴収業務に従事する会計年度任用職員1人の給料、手当、報酬等で4,219万4,000円を計上しております。

22ページをお開きください。旅費のうち、費用弁償10万7,000円、報償費21万3,000円は、職員以外で構成する予定の水道事業料金改定検討委員に対する支払いを計上しているものです。

24ページをお開きください。4目減価償却費は、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却に要する経費で、2億5,464万円を計上しております。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など2,285万4,000円を計上しております。

25ページを御覧ください。2目消費税及び地方消費税は、確定申告に伴う消費税額及び地方消費税額として388万2,000円を計上しております。

3項1目予備費には、50万円を計上しております。

次に、収入についてご説明いたします。17ページをお開きください。1款1項営業収益については、1目給水収益として水道料金1億2,237万3,000円、2目その他の営業収益として水道加入金など397万8,000円を計上しております。

2項1目受取利息及び配当金については、預金利息として1,000円、2目他会計補助金については、一般会計補助金として1億6,454万2,000円。

3目長期前受金戻入については、国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金等相当額部分の当該年度の減価償却費分を収益として計上するもので、5,372万8,000円。4目雑収益については、メーター検針業務負担金等で、194万円を計上しております。

総じて、水道事業収益は、総額3億4,656万2,000円を予定しており、水道事業費用の総額

である3億9,233万3,000円との差引きは、マイナス4,577万1,000円となりますが、費用超過を見込んだ予算となっているわけですけれども、減価償却費2億5,464万円については現金支出を伴いませんので、事業に必要な資金が不足するということにはなりません。

次に、資本的収支についてですが、支出からご説明いたします。27ページをお開きください。1款1項1目水道施設改良費として、施設台帳作成業務委託として1,486万7,000円。中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事として1,042万8,000円。2項1目企業債償還金として4億218万5,000円を計上しております。

なお、別冊予算説明書80ページに、施設台帳作成業務委託の概要を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、26ページを御覧ください。続いて、収入についてご説明いたします。1款1項1目企業債については、中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事1,040万円。2項1目他会計出資金については、一般会計出資金として2億5,017万3,000円。3項1目他会計負担金については、一般会計負担金として1,486万7,000円を計上しております。

総じて、資本的収入の総額は2億7,544万円を予定しており、支出総額である4億2,748万円と差引きはマイナス1億5,204万円になりますが、これについては当該年度分の損益勘定留保資金を充てることとしております。

以上で予算の内容説明を終わりますが、職員の給与費の明細は7ページ以降に、施設台帳作成業務に係る継続費については28ページに調書を記載しております。このほか、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、歳出を中心に内容の説明をいたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 予算書の23ページ、料金改定検討委員の報償費が計上されておりますが、料金改定に向けた検討会については、令和4年度何回ぐらい見込まれて、また検討内容についてはどの程度まで、令和4年度検討をされ、今後料金の改定をしていくのだということだと思いますが、いつに向けての令和4年度の検討になるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 高橋課長代理。

上下水道課長代理 お答えいたします。

検討委員会につきましては、年間5回程度開催予定としております。内容につきましてはですが、内容につきましては現在の財務状況の分析から始まりまして、これからどのような形で原価や単価等を積算していくかとか、そういったところを見越して、最終的にどういった料金になるのかということまでを目指しているというふうに考えています。

料金改定につきましてはですが、一応令和5年度には改定をしたいというふうに考えてはいるのですが、これから検討会のほうに資料提供をしていくことになろうかと思しますので、その進捗状況を見ながら、進めてまいりたいというふうに考えています。

委員長 淀川豊君。

10番 確認ですが、今の答弁について確認ですが、令和4年度で料金改定の詳細については全て決定したいということによろしいですか。

委員長 高橋課長代理。

上下水道課長代理 料金につきましては、そこまで進めていければというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 料金改定については、詳細が決まってから、住民の皆様方にやはり十分丁寧に説明して

いかなければならないのではないかなというふうに思います。ちょっと令和5年度から改定をしたいということの構想というか、考え方は分かりますが、それであれば、それに向けた十分な期間を取って町民に説明できるような、そういうような状況があればいいと思いますが、その点は考えていますか。

委員長 高橋課長代理。

上下水道課長代理 ご指摘のとおりでして、住民の皆さんへの周知期間というものは設けていきたいというふうに思っています。その周知の仕方については、この先どのような形で周知していくかは、まだ明確には定めておりません。ですので、いずれその検討委員会の中でもまれた中身については、住民への説明の機会を設けたいというふうに考えています。もちろん議員の皆様にも、ご説明してまいりたいというふうに思っています。

委員長 深澤重勝君。

7番 1点だけご説明お願いしたいと思います。

予算書の27ページ、この中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事ということで1,000万あるわけですが、確認ですが、中部第一浄水場というのは川舟の湯ノ沢の入り口でいいですね。それで、このろ材の交換工事というのは具体的にどういうものなのか、そこを詳しく教えてほしいのですが。そして、これの工事に伴う水の供給が例えば中断だ、断水とか、その他のようなことのありなしも含めて、それから大体何年に1回ぐらい交換するものなのかという基本的なことも含めて、そこを詳しく教えてほしいのですが。

委員長 高橋課長代理。

上下水道課長代理 お答えいたします。

ろ材の交換というのは、急速ろ過機の中に砂が入っておりましたので、それらの中身の交換という形になります。あそこは、2つろ過機がありますので、今年度1つ交換しておりましたので、来年度1つ休止して交換するという形な

のですが、水の供給が止まるということはまずありません。

それから、ろ材の交換について、何年ぐらいでやるのかといったところですが、おおむね、その汚れ具合に応じて違うのですけれども、ちょっと今即答はできないのですが、前回交換してからしばらくの期間が空いているということですので、またその水の汚れ具合とか、そういったところでも左右されると思いますので、適宜交換をしていくというふうに予定しております。

委員長 深澤重勝君。

7番 概略については分かりました。今言うように、その交換の交換年数というのは、いわゆる担当者が目視で、この汚れ具合を見るという、そういうことの判断ですか。おおむねの基準があるというようなこと。どういう具合ですか、その汚れ具合というのは、担当者の目視で見るといえるのは、あるいは、何か計器で測るとか、そういった類いの基準というようなものはどのようなになっているのですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 ある程度砂については、交換時期というのが定められているわけですが、実際は、先ほど代理がお答えしたように、水をどれくらい使っているかによっても大分老朽度合いといいますか、それが変わってくるようになりますけれども、基本的にはその施設の維持管理をしている業者等をお願いしながら、やっぱりもうそろそろ交換時期だねというようなことであれば、それに向けて交換の準備をしていくというふうな段取りで今のところは作業しておりますので、完全な目視ということではなく、ある程度その経過等も見ながら、作業を進めているということになります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 直接今のこの予算に関係するものではなくてあれなのですが、一般質問で申し上げまし

たけれども、ここの水源の管理状況、今の状況、極めて何かあればというような危険な状態ということ結構感じてきて、一般質問でも言った経緯があるわけですが、その辺りも具体的にどのようにするかというのは、新年度に向けて検討なり、協議するなりというようなことはまだないのですか、具体的に。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 具体的な検討というのは、まだしておりません。ただし、その必要性については、十分当方でも認識しておりますし、とにかくやっぱり現場のほうからは維持管理が大変だよというようなことで話も聞いておりますので、その辺も含めて、今後料金改定と併せて一緒に検討していくというようなことになろうかと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算の審査をひとまず終わり、上下水道課が所管する各会計の審査を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

明日15日は、議案思考のため休会となります。16日午前9時30分より総括質疑を行います。総括質疑に当たっては、初日に申し上げたとおり、会計課に関する質疑、複数の款、複数の会計に関係する質疑及び全体を通しての総括的な質疑としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時21分 散 会